

四日市市告示第 2 2 9 号

四日市市東海道おもてなし事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市東海道おもてなし事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市東海道おもてなし事業補助金交付要綱（平成 3 0 年四日市市告示第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業)</p> <p>第 3 条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、<u>次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>観光客等へのおもてなしとして、本市東海道沿線における休憩場所の提供に資する事業</u></p> <p>(2) <u>啓発物品の製作や配布など本市東海道の魅力向上に資する事業</u></p> <p>2 <u>前項第 1 号</u>の規定に関わらず、街道から距離をおいた場所においても史跡、地場産品販売店及びまちかど博物館その他の市長が東海道の歴史を偲び観光客等が訪れる可能性がある<u>と認められる場所</u>に限っては<u>同号</u>の補助対象事業として認めることとする。</p> <p>3 <u>第 1 項第 1 号及び前項</u>に規定する補助対象事業を行うものは、看板などを利用し、外部から休憩場所であること</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第 3 条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、<u>観光客等へのおもてなしとして、本市東海道沿線における休憩場所の提供に資する事業とする。</u></p> <p>2 <u>前項</u>の規定に関わらず、街道から距離をおいた場所においても史跡、地場産品販売店及びまちかど博物館その他の市長が東海道の歴史を偲び観光客等が訪れる可能性がある<u>と認められる場所</u>に限っては補助対象事業として認めることとする。</p> <p>3 <u>前項</u>に規定する補助対象事業を行うものは、看板などを利用し、外部から休憩場所であることを示さなければな</p>

を示さなければならない。

4 第1項第2号に規定する補助対象事業は、同項第1号に規定する場所（第2項で認められる場所を含む。）において常時掲示できるもの又は東海道の魅力向上に資するイベントで配布できるものでなければならない。

（補助対象事業者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「事業者」という。）は、前条に定める補助対象事業を実施する企業、団体又は個人とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、1事業者につき 予算の範囲内で、前条に規定する補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、当該年度50万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

1 （略）

（有効期限）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、この要綱は、なおその効力を有する。

らない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者は、前条に定める補助対象事業を実施する企業、団体又は個人とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円（備品購入費については、10万円。）を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

1 （略）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、この要綱は、なおその効力を有する。

改正後

別表（第5条関係）

(略)		
備品購入	(略)	
需用費	<u>東海道への観光客等に東海道の歴史や魅力を発信PRするための啓発物品等の製作</u>	<u>(1) 東海道の歴史や魅力を発信するためのパンフレット、チラシの製作</u> <u>(2) 東海道記念グッズ、のぼり等啓発物品の製作</u> <u>(3) その他市長が適当と認めるもの</u>

改正前

別表（第5条関係）

(略)	
備品購入	(略)

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、令和5年3月31日から施行する。

(シティプロモーション部観光交流課)